

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

時間帯
午前8時30分～午後10時30分

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口 2か所

(注) 位置は届出書に添付された図面のとおりに

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

時間帯
24時間

8 届出年月日

令和3年4月16日

9 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県産業労働部産業政策課又は長野県長野地域振興局商工観光課

10 縦覧の期間

令和3年4月30日から令和3年8月30日まで

11 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

12 意見書の提出先

長野県産業労働部産業政策課又は長野県長野地域振興局商工観光課

産業政策課

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

令和3年4月30日

長野県佐久建設事務所長 中田英郎

1 許可番号

平成30年10月30日 長野県佐久建設事務所指令30佐建第63-3号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

北佐久郡軽井沢町大字長倉字泥川1829-2の内、1829-5

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県入間市牛沢町1-6

大畑工務店株式会社 代表取締役 大畑 武

都市・まちづくり課

正 誤

令和3年3月31日付け長野県条例第20号「長野県県税条例の一部を改正する条例」中
ページ 行(箇所) 誤 正

1 下から10 長野県県税条例の一部を改正する条例 地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により専決処分した長野県県税条例の一部を改正する条例

税務課